

議案第155号

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例案

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「市規則で定める日」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

保育所の乳児室等の面積に係る基準に関する特例措置を講ずる期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (抄)

附 則

(施行期日)

1 省 略

(経過措置)

2 保護者からの保育の実施の申込みがあり、第3条第4号(設備運営基準第32条第6号(保育室に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)及び第4条の規定による基準に従うことにより当該申込みに係る児童の保育を当該申込みに係る保育所(待機児童(保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所における保育が行われていないものをいう。))の状況を勘案して市長が特別な措置を講ずる必要があるものとして定める区域内に存するものに限る。)において行うことができない場合において、当該保育所における児童の受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該保育所の乳児室若しくはほふく室又は保育室の面積に係る基準は、平成27市規則

年3月31日までの間に限り、これらの規定にかかわらず、乳児室又はほふく室にあつては乳児で定める日

又は設備運営基準第32条第1号の幼児1人につき、保育室にあつては同条第5号の幼児1人につき、それぞれ1.65平方メートル以上とする。